

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン 第4次計画

～たくましく ゆたかに いきるために～

平成31（2019）年3月

鳥取県教育委員会

目次

第1章 基本的な考え方

1	ビジョン策定の趣旨	1
2	ビジョンの期間	1
3	子どもの読書活動の意義	1
4	国の動向	2
5	県内の取組	2

第2章 第3次計画期間の成果と課題

1	子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実	4
2	子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	5
3	子どもの読書活動を支える人の育成	6
4	子どもの読書活動の推進のための啓発・広報	7

第3章 推進のための具体的方策

1	子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実	
(1)	家庭における子どもの読書活動の推進	17
(2)	地域における子どもの読書活動の推進	18
(3)	学校等における子どもの読書活動の推進	20
2	子どもの読書活動を支える人の育成等	
(1)	図書館職員、司書教諭、学校司書等の育成	22
(2)	読書ボランティア等への支援	23
3	子どもの読書活動推進のための啓発・広報	23

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1	県の推進体制の整備	25
2	市町村の推進体制の整備	25
3	民間団体等との連携・協力の促進	25

目標値の設定	26
--------	----

注 釈	27
-----	----

資 料 編	32
-------	----

- ・鳥取県内図書館一覧
- ・平成29年度子どもの読書活動に関するアンケート調査結果
- ・鳥取県子どもの読書活動推進委員会運営要領
- ・鳥取県子どもの読書活動推進委員会委員
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・子どもの読書活動の推進に関する付帯決議
- ・文字・活字文化振興法
- ・国民読書年に関する決議

第1章 基本的な考え方

1 ビジョン策定の趣旨

- ・このビジョンは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定による計画であり、鳥取県の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、子どもの読書活動の推進に関する施策の基本的な方向性や具体的取組を示すものである。
- ・このビジョンは、鳥取県子どもの読書活動推進委員会において、これまでの取組の成果と課題を検証し、今後の子どもの読書活動推進のための基本施策の方向を見直したものであり、県だけでなく、市町村、民間団体等に対しても積極的な取組を期待するものである。

2 ビジョンの期間

平成31（2019）年度からおおむね5年間とする。

3 子どもの読書活動の意義

- ・子どもの読書活動とは、「本（文学作品に限らず、自然科学、社会科学関係の本や新聞、何かを調べるために関係する本なども含む）を読む」ことはもちろん、「本を読んでもらう」「本から得た知識や情報を活用する」など、子どもが本に親しみ、本の世界を広げたり深めたりするすべての活動である。
- ・読書を通して、子どもたちは読解力や思考力を養い、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることができる。
- ・楽しむために読む、調べるために読む、知的欲求を満たすために読むなど、さまざまな側面をもつ読書は、子どもが自ら考え、行動し、社会に参画するために必要な知識を得る大切な契機となる。
- ・人生100年時代(*1)を迎えようとしているなかで、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっている。また、技術革新の進展により超スマート社会(Society5.0)(*2)の到来も予想されており、産業構造の変革やライフスタイルの変化等に対応していくために、生涯にわたり質の高い学びを重ね、新たな価値を生み出す力を身に付けることが求められている。読書活動は、子どもたちが、このような様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して新たな価値の創造につなげていく資質・能力を育むとともに生涯にわたる学習の礎となることから、その重要性は高まっており、社会全体で積極的にそのための環境整備に努めていかなければならない。
- ・子どもには、本を選び、本を読み聞かせ、手渡し、言葉の世界へいざなってくれる大人の存在が必要である。子どもたちが成長する中で、繰り返し本を読んでもらったり、大人が子どもに寄り添って同じ本を読んだり、ともに読書の時間を過ごすことにより、相互の絆が深まり情緒的発達につながるとともに、想像力、言語能力への刺激により知らず知らずのうちに本の魅力を体得し、読書への興味と意欲を高めていく。

4 国の動向

- ・子どもの読書活動を積極的に支援するため、国会は、平成12年を「子ども読書年」とすることを決議し、平成12年5月には「国際子ども図書館」(*3)を開館した。
- ・平成13年12月には、子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(*4)が公布・施行され、4月23日が「子ども読書の日」(*5)に定められた。また、平成14年8月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、平成17年7月には、読書活動と関わりの深い「文字・活字文化振興法」(*4)が施行されたほか、平成20年6月の「国民読書年に関する決議」(*6)により平成22年が「国民読書年」と定められ、様々な読書活動に関する取組が展開されている。平成30年4月には第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、今後5年間の方向性として、読書習慣を形成するための発達段階に応じた取組を進めるとともに、読書への関心を高めるため友人同士で本を薦め合うなどの取組が示された。
- ・平成19年に改定された学校教育法第21条5項には、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」とあり、学校での読書活動への期待が記されている。
- ・平成20年には図書館法が改正され、図書館が行う事業に、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を追加、司書及び司書補の資格要件の見直しのほか、県教育委員会は、司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備などが行われた。
- ・平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領の総則には、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童（・生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と記され、知的活動（論理や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語活動を支える条件として読書活動推進の重要性が示されている。
- ・平成26年の学校図書館法の改正では、学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）の配置や、資質向上を図るための研修実施の努力義務が明記されるとともに、平成28年には「学校図書館ガイドライン」(*7)が策定され、学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえた運営上の望ましいあり方が示された。
- ・平成29年及び30年に公示された新学習指導要領では、児童・生徒に生きる力を育むことを目指して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととされており、言語能力の育成を図るため、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童・生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することが規定された。
- ・幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針では、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を行うことを定めている。

5 県内の取組

- ・子どもたちの心豊かな成長及び学力向上に読書が重要な役割を持つことを踏まえ、平成9年度から一斉読書の普及推進を開始した。また、平成10～14年度の5年間で400名の司書教諭(*8)資格者を養成し、平成15年度から全ての公立小中学校に司書教諭を配置したほか、県立高等学校においては平成13年度から、県立特別支援学校については平成16年度から司書教諭を発令し、平成14年度から18年度にかけてすべての県立高等学校に正職員として司書を配置するなど学校での子どもの読書活動を推進する環境を整備した。

- ・平成13年度から県内で導入されたブックスタート(*9)の実施率は平成21年度には100%に達し、親子の絆づくりや幼少期から親子で本に親しむ環境づくりを支えており、現在ではブックスタートにとどまらず、ブックセカンドやブックサードといった3歳児や就学前の子どもに絵本等を配布する取組も行われている。
- ・平成16年4月には関係機関が連携して子どもの読書活動推進に取り組むため「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、平成21年3月に同ビジョンの第2次計画を、平成26年3月に第3次計画を定めた。
- ・平成18年3月には県立図書館が県民サービスの創造など、知の地域づくりを進めるための計画として「鳥取県立図書館の目指す図書館像」(*10)を策定した。平成25年3月に第1次改定を、平成30年3月に第2次改定を行い、協働や地域貢献に向けた活動を展開している。
- ・平成23年度には子どもの読み聞かせの指導助言を行う「鳥取県子ども読書アドバイザー」(*11)制度を開始し、幼稚園・認定こども園・保育所の保護者研修会や児童・生徒が園児等に対し読み聞かせ実習をする前の事前学習等へ派遣して、選書や読み聞かせの大切さについて啓発を図っている。
- ・平成27年度には県立図書館内に「学校図書館支援センター」(*12)を設置するとともに、「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」(*13)及び「学校図書館活用ハンドブック」(*14)を定め、就学前から高校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を各学校・市町村教育委員会等と連携して推進している。
- ・平成27年度には地域における読書活動の推進について中核的役割を果たす県内の市町村立図書館の設置率が100%となり、家庭・地域・学校・読書ボランティア(*15)団体等が連携して読書活動を推進する環境の整備が進んだ。

第2章 第3次計画期間の成果と課題

1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

(家庭における読み聞かせが増加)

- ・「平成29年度子どもの読書活動に関するアンケート」（鳥取県教育委員会実施／以下「アンケート」という。）によると、幼児期における読み聞かせを実施する家庭が増加（読み聞かせをしない家庭の割合が前回調査よりも減少（H24：10.4%→H29：5.8%））しており、あわせて週3～4回以上実施する割合も増加（H24：45.6%→H29：48.1%）している。
- ・幼児期における公立図書館の利用も増加（1か月に1回も図書館を利用しない割合が減少（H24：53.7%→H29：48.7%））しており、平成21年度から全市町村での実施となったブックスタート事業に加え、ブックセカンド、ブックサード等の取組も行われていることや、図書館等での「おはなし会」(*16)「ブックトーク」(*17)等の実施や読み聞かせボランティアの活動等により、保護者に幼児期の読み聞かせの大切さに関する認識が浸透してきているものと考えられる。
- ・家庭における読書活動の定着に向け、今後も関係機関が連携し、読書や読み聞かせの重要性について、保護者への理解を一層深めていくことが重要である。

(読書好きの多い傾向は続くが、学年が上がるにつれて読書をしなない傾向がより顕著に)

- ・小学生以上の状況を見ると、引き続き、本県の子どもは全国平均に比べて読書好きである傾向が見られる（「平成29年度全国学力・学習状況調査」結果より）。
- ・一方で、従来から見られた、学年が上がるにつれて読書好きの割合が減少し、1か月に1冊も本を読まない割合（以下「不読率」という。）が増加するという傾向がより顕著になってきており、特に高校生の読書離れ（不読率：H24：21.3%→H29：29.3%）が目立っている。ただし、依然として全国と比較してみると高校生の不読率は大幅に低い。
- ・読書をしなない理由としては、小学生・高校生では習い事・部活等といった多忙を理由とする場合が多いが、中学生では「読みたいと思わない」が多く、特に中学生以上が多忙な中でも本に興味を持ち、本を手取るきっかけにつながる取組が重要となってくると考えられる。

(読書の二極化傾向が見られる)

- ・なお、全体として読書が「好き」とする割合が前回より増加する一方で「嫌い」も増加していること、月6冊以上読む児童・生徒の割合が増加していることなどから、読書に関して二極化傾向が進んでいると考えられる。
- ・生涯にわたる読書習慣を身につけるためには乳幼児期からの読書習慣の形成が重要であるといわれており、また、保護者の収入や学歴等による不利な環境にあったとしても小さい頃から絵本の読み聞かせをしたり、子どもに本を読むように勧めていたりする家庭においては子どもの成績がよい傾向にあるとの調査結果（「平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」（国立大学法人お茶の水女子大学）(*18)）もあることから、家庭環境にかかわらず乳幼児期から読書習慣を形成するための支援が重要となっている。

(子どものインターネット利用と電子書籍の普及)

- ・平成27年度に実施した「インターネットの利用に関するアンケート」によると、小学校6年生の80.9%、中学校2年生の86.2%、高校2年生の96.2%が何らかの機器でインターネット

を利用しており、インターネット利用の普及とその低年齢化が顕著となっている。

- ・小学生から高校生までのすべてにおいて電子書籍を利用したことのない者が多数を占めるが、「よく利用する割合」はいずれも増加しており、特に小学校6年生で大きく増加（H24：3.3%→H29：10.4%）が見られ、インターネット利用の普及とあわせて電子書籍（*19）が低年齢に普及しつつある。
- ・しかしながら、電子書籍を幼児の読み聞かせに使用したことがある保護者は10.9%、その中で「よく利用している」は1.7%のみであり、また、「電子書籍が普及しても紙の本を読ませたい」が前回調査から大きく増加（H24：18.4%→H29：41.6%）しており、紙の本がよいと考える保護者が増加している。一方で「デジタル化は世の流れであり紙の本と区別する必要はない」も増加（H24：4.6%→H29：8.3%）している。
- ・小学生から高校生までについても「電子書籍と比べて紙の書籍を利用したい」割合が前回同様高く、また、その割合も増加しており、幼児の保護者だけでなく小学生以上の子ども自身も紙の本を好む傾向が見られる。
- ・インターネット利用の普及・低年齢化や電子書籍の利用に関しては、今後、国で行われる予定の実態把握や分析の結果も踏まえながら、県においても電子メディア機器の利用のあり方とあわせて、電子書籍も含めた読書に関する方向性を検討していくことが必要である。

（保護者等の読書環境にも課題）

- ・今回のアンケートで初めて実施した保護者の読書傾向に関する設問においては、幼児保護者において、自分自身が本を「ほとんど読まない」「全く読まない」とする層が51.2%と半数を超え、その理由として72.3%が「家事・仕事・育児による多忙」を挙げていた。小学生から高校生までに対する「家の大人は読書をしているか」との設問に対しても「あまり読んでいない」「読んでいるのを見たことがない」との回答がいずれも4割～5割程度あり、多忙等を理由として、保護者自身が半数は読書ができていない傾向が明らかとなった。
- ・子どもの読書習慣形成と読書の継続に対し、保護者自身の読書習慣や意識が与える影響は重要であると考えられることから、公共図書館の利用促進や家庭における家族での読書の推進などにより、保護者自身も子どもとの関わりの中で読書に親しむ環境づくりが求められる。

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

（公立図書館・学校図書館の整備・充実）

- ・平成27年度には県内すべての市町村に市町村立図書館が整備され、市町村立図書館と県立図書館との横断検索ネットワーク（*20）により、県内図書館の蔵書を検索できるサービスを提供しているほか、県立図書館と市町村立図書館間の物流システムによる配本サービスにより、市町村立図書館を介して小中学校への団体貸出しを行うなど、図書館相互の連携・協力が進んでいる。
- ・また、公立図書館が核となって読書ボランティアと連携して「おはなし会」「ブックトーク」などを実施していること等により子どもの読書の大切さへの理解が深まったことが、1でみたような乳幼児の読み聞かせ実施率の向上につながったと考えられる。
- ・県内の公立小中学校には司書教諭が全校配置されており（全国1位）、学校司書の配置率も、小学校93%（全国平均59.3%）、中学校100%（全国平均57.3%）と全国平均と比べても高い割合となっている。また、県立高等学校においても、全校に司書教諭（全国平均87.0%）及び学校司書（全国平均66.9%）が配置されており、県内の学校図書館の人的環境整備は全国的

に見ても高い状況にある（「平成28年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省））。
なお、特別支援学校においても、司書教諭と学校司書が全校配置されている。

（学校図書館の利用が大きく増加する一方で児童生徒の公立図書館の利用は減少傾向）

- ・アンケートによると、学校図書館の利用は全ての調査対象において増加しており、上記のように学校図書館の人員体制の充実を図ってきたことに加え、平成27年度から県立図書館に学校図書館支援センターを設置し、同センターに配置した学校図書館支援員（県教育委員会事務局小中学校課・高等学校課の指導主事を兼務）による研修・相談等を通じて、児童・生徒の学ぶ力の育成について、就学前から高校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を各学校・市町村教育委員会等と連携して推進していることなど、学校図書館の機能充実を図ってきた成果が現れているものと考えられる。
- ・一方で公立図書館についてみると、幼児・保護者の利用は増加（「月に0回」が減少。H24：53.7%→H28：48.7%）しており、「おはなし会」「ブックトーク」の実施等の取組の成果がみられる。公立図書館の県民一人当たりの貸出冊数も増加（H24：5.3冊→H30：5.8冊）しており県民全体としての利用は伸びているが、児童・生徒の利用回数は「月に0回」が最も多く、特に高校生は「月に0回」が増加（H24：67.7%→H29：84.6%）しており、上記のような県立図書館や市町村立図書館との連携によってより身近な学校図書館が充実することで利用がシフトした可能性が考えられるが、より多様な分野の本と出会い、読書の幅を広げるためにも公立図書館の一層の利用促進を図ることが必要である。

3 子どもの読書活動を支える人の育成

（子どもの読書活動に関わる人材の充実と連携）

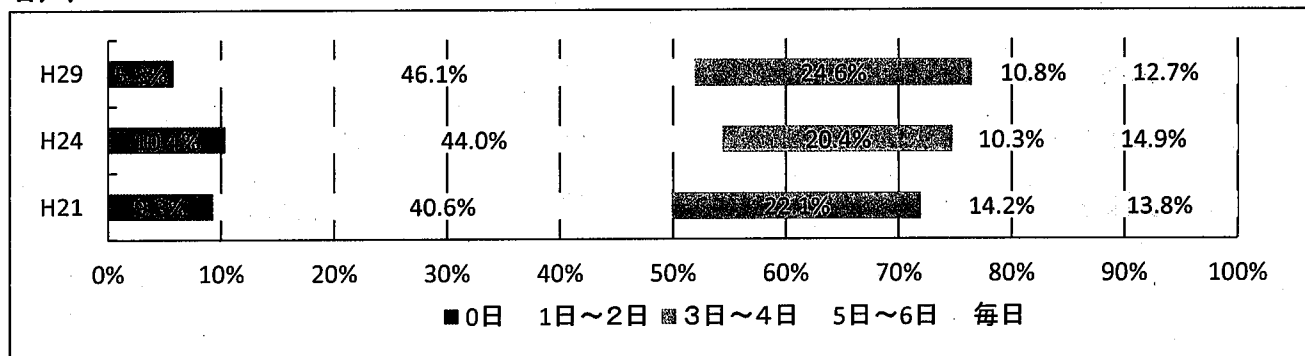
- ・県教育センターにおいて司書教諭を対象とした研修のほか、教員を対象とした「専門研修（図書館教育）」を継続して実施するとともに、平成27年度から初任者研修の中に学校図書館活用に関する研修内容を加える等の充実を図っており、県立図書館では、幼稚園・認定こども園・保育所、公立図書館の職員、小・中・義務教育学校の教員・司書教諭・学校司書等を対象とした講座を開催し、司書教諭や学校司書にとどまらず、教員の学校図書館活用教育に関する指導力向上に係る研修を充実した。
- ・市町村においても、県の学校図書館支援センターを利用して研修等を実施することで、研修回数の増加や司書教諭と学校司書がともに学ぶ研修会の開催につながっている。
- ・また、平成27年度に作成した「とっとり学校図書館活用教育ビジョン」及び「学校図書館活用ハンドブック」等の活用を促進することで、学校図書館関係者が就学前から高校まで一貫した見通しをもった学校図書館活用教育を進めるための人材育成を図っている。
- ・平成23年度から幼稚園・（認定こども園）・保育園における保護者・職員の研修会や読み聞かせボランティア等の研修会への鳥取県子ども読書アドバイザーの派遣を継続しており、あわせて、県立図書館や市町村立図書館において子どもの読書に関する研修を開催することで、幼稚園教諭・保育教諭や保育士が発達段階に応じ選書する能力等の向上や、地域の読書ボランティアの資質向上等につながっている。
- ・公立図書館・学校図書館・読書ボランティア等の人材がその専門性や能力を向上し、連携しながら子どもの読書活動推進を進めていくためには、引き続き、幼稚園・認定こども園・保育所、公立図書館の職員、教員・司書教諭・学校司書等を対象とした研修の充実にも努めるとともに、鳥取県子ども読書アドバイザーに対する研修・養成、読書ボランティア等の読み聞かせに関わ

る人材に対する研修の実施を行っていくことが必要である。

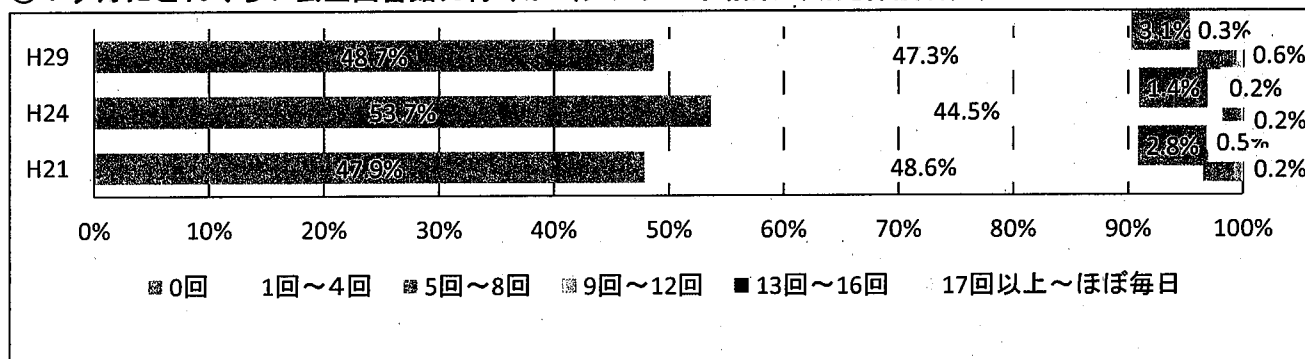
4 子どもの読書活動の推進のための啓発・広報

- ・「子ども読書の日」（4月23日）や「文字・活字文化の日」（10月27日）(*21)を中心に、県内図書館、公民館、学校等において「おはなし会」や講演会、展示会などの事業や優良図書の紹介が実施されているほか、平成17年度から県教育委員会を中心に「心とからだいきいきキャンペーン」(*22)を展開し、「じっくり本を読もう」を取組のひとつとして位置づけ、生活習慣としての定着を図るとともに、電子メディアとの適切な付き合い方に関する啓発の中でも、子どもの読書活動の推進に取り組んできた。
- ・引き続き、日ごろから子ども達が読書に親しむ契機となるような取組を充実・継続するとともに、今後の読書活動の推進に当たり課題となる家庭環境にかかわらず乳幼児期から読書習慣を形成することや、中学生以上が本を手取るきっかけづくりに向けた啓発・広報に特に力を入れていくことが求められる。

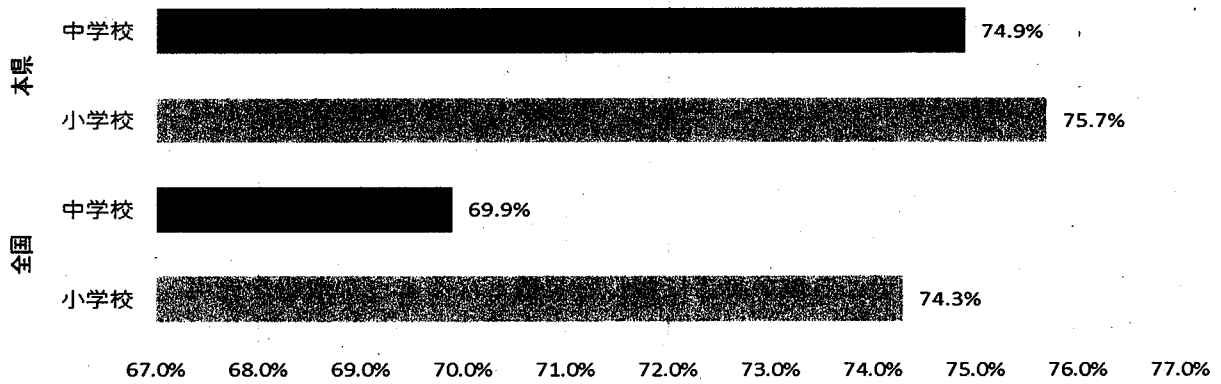
○1週間にどれくらい読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりするか（アンケート結果（幼児保護者））



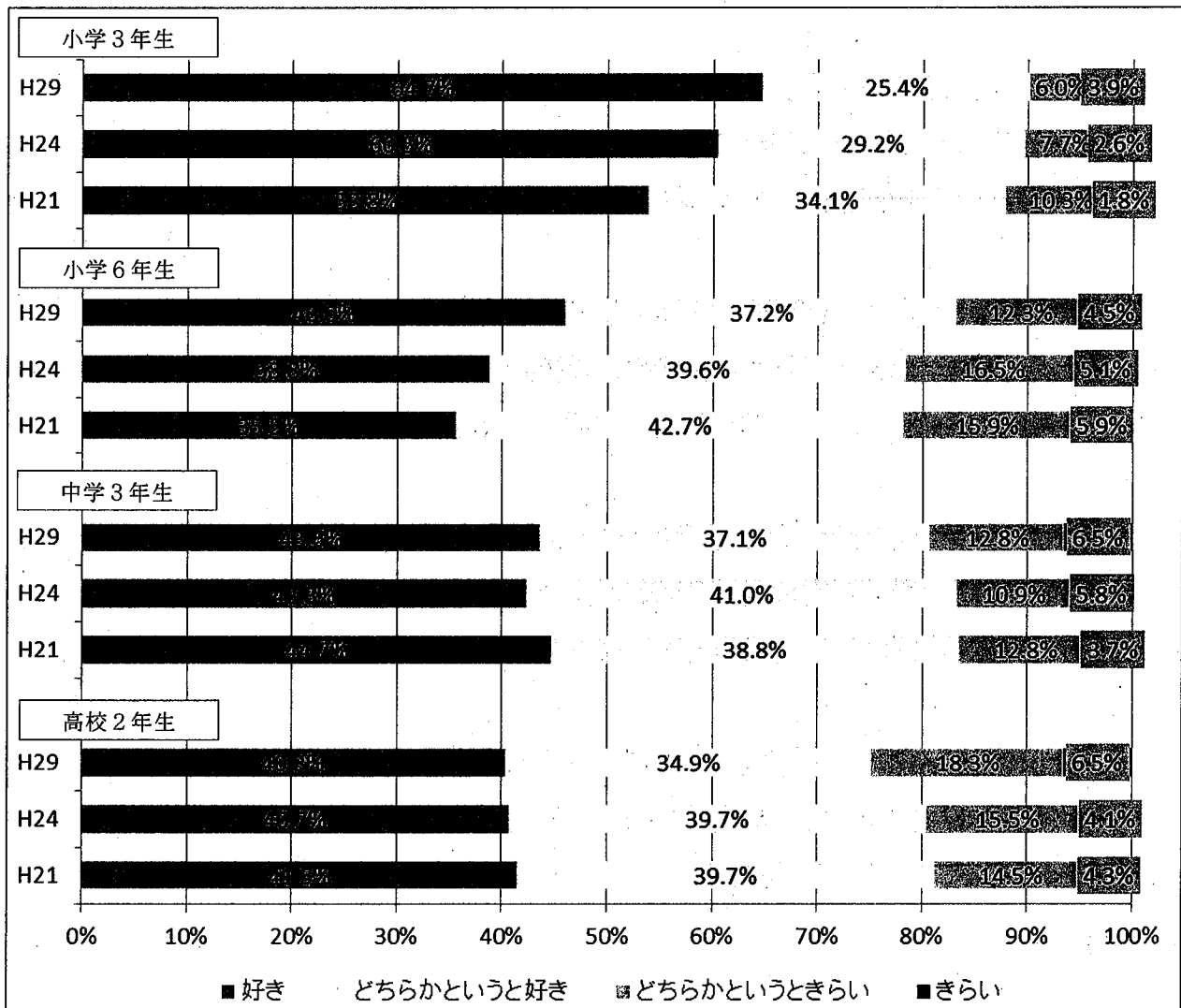
○1ヶ月にどれくらい公立図書館に行くか（アンケート結果（幼児保護者））



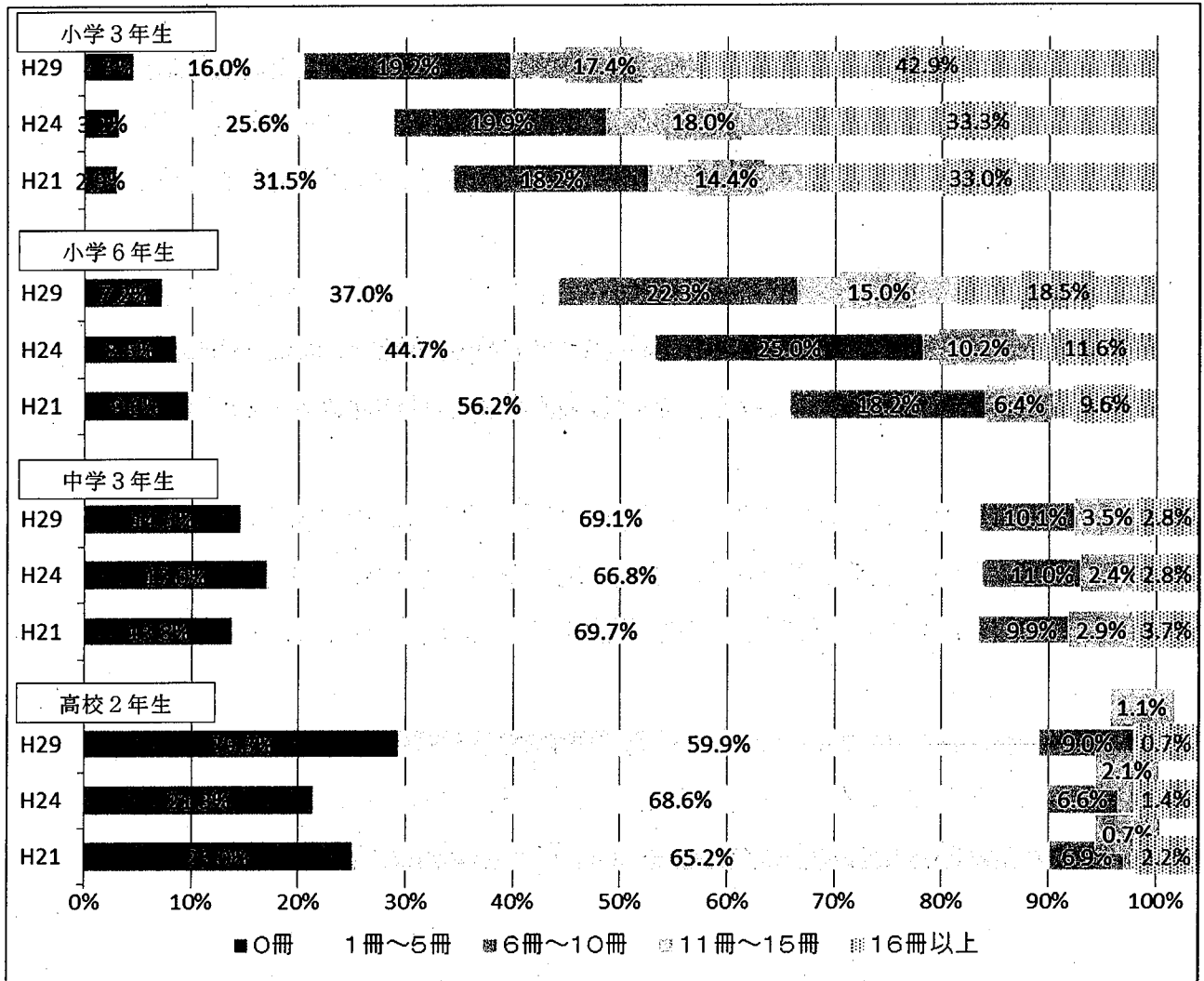
○「読書は好きか」との問いに、「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」と回答した割合の合計値（「全国学力・学習状況調査（H29）」（文部科学省））



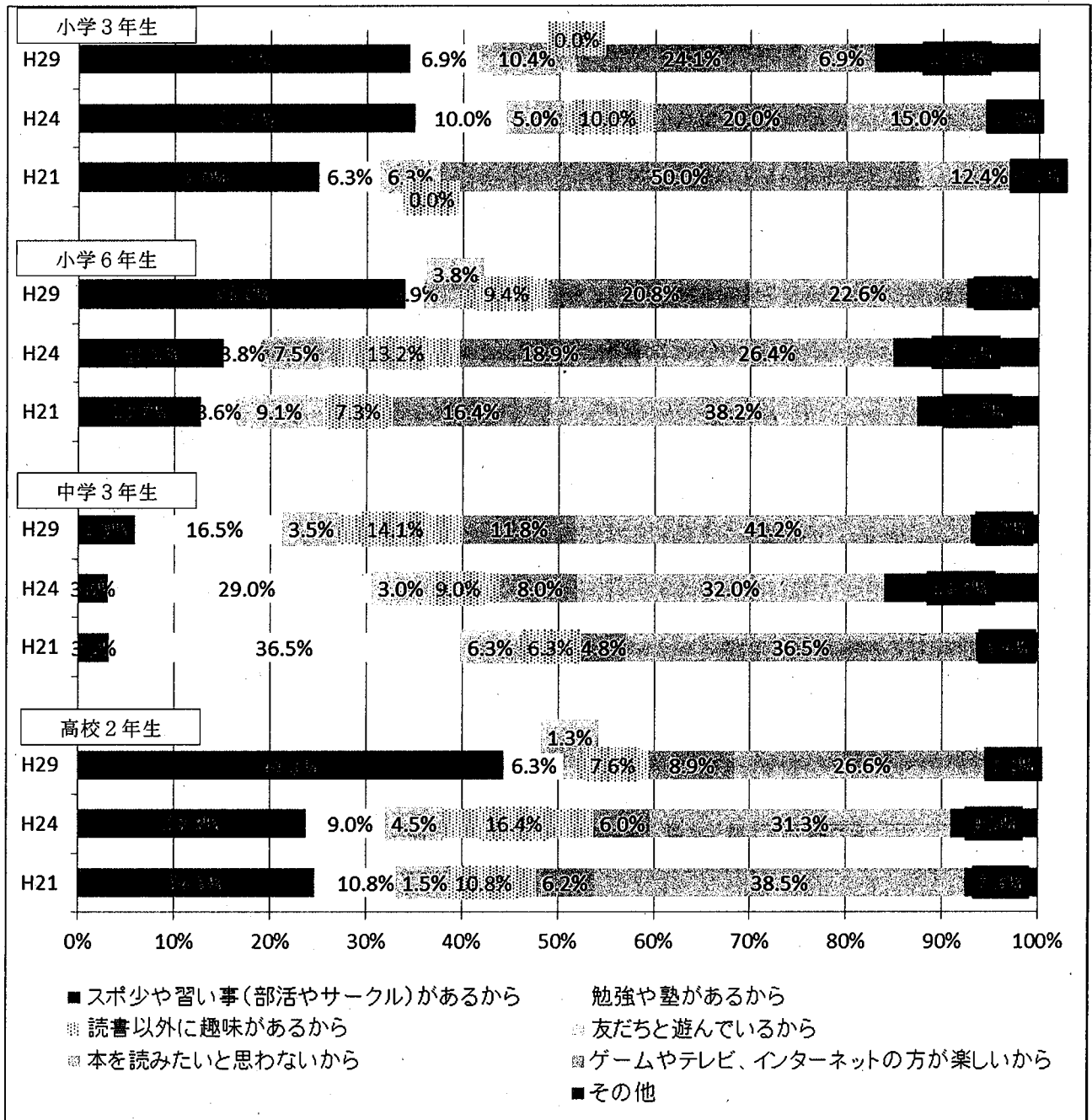
○読書は好きか（アンケート結果）



○1か月間に何冊本を読んだか（アンケート結果）

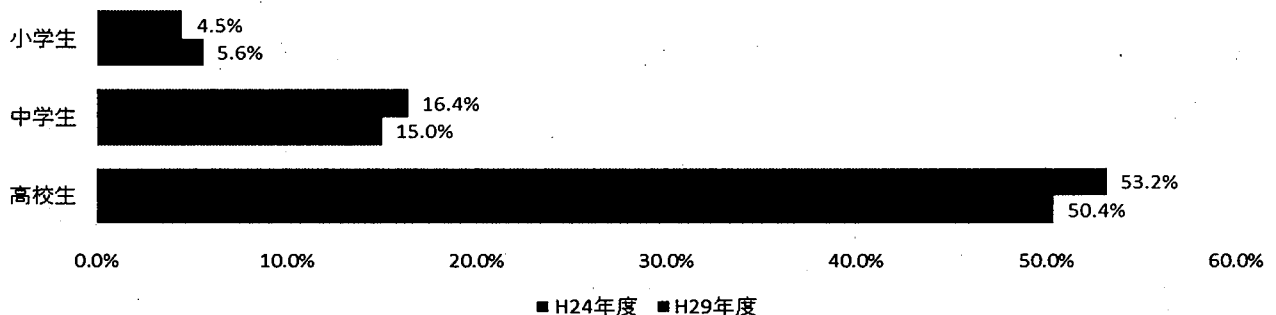


○1ヶ月に1冊も本を読まなかった理由 (アンケート結果)



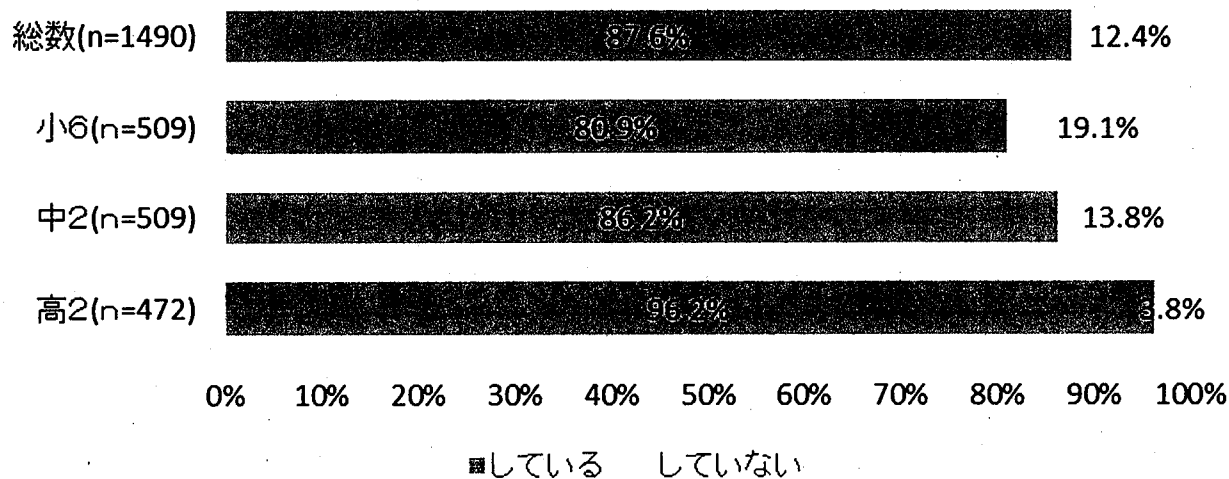
○1ヶ月に1冊も本を読まなかった割合(「第63回学校読書調査」(全国学校図書館協議会、毎日新聞社))

不読率(1か月の間に読んだ本の冊数が0冊の子どもの割合)

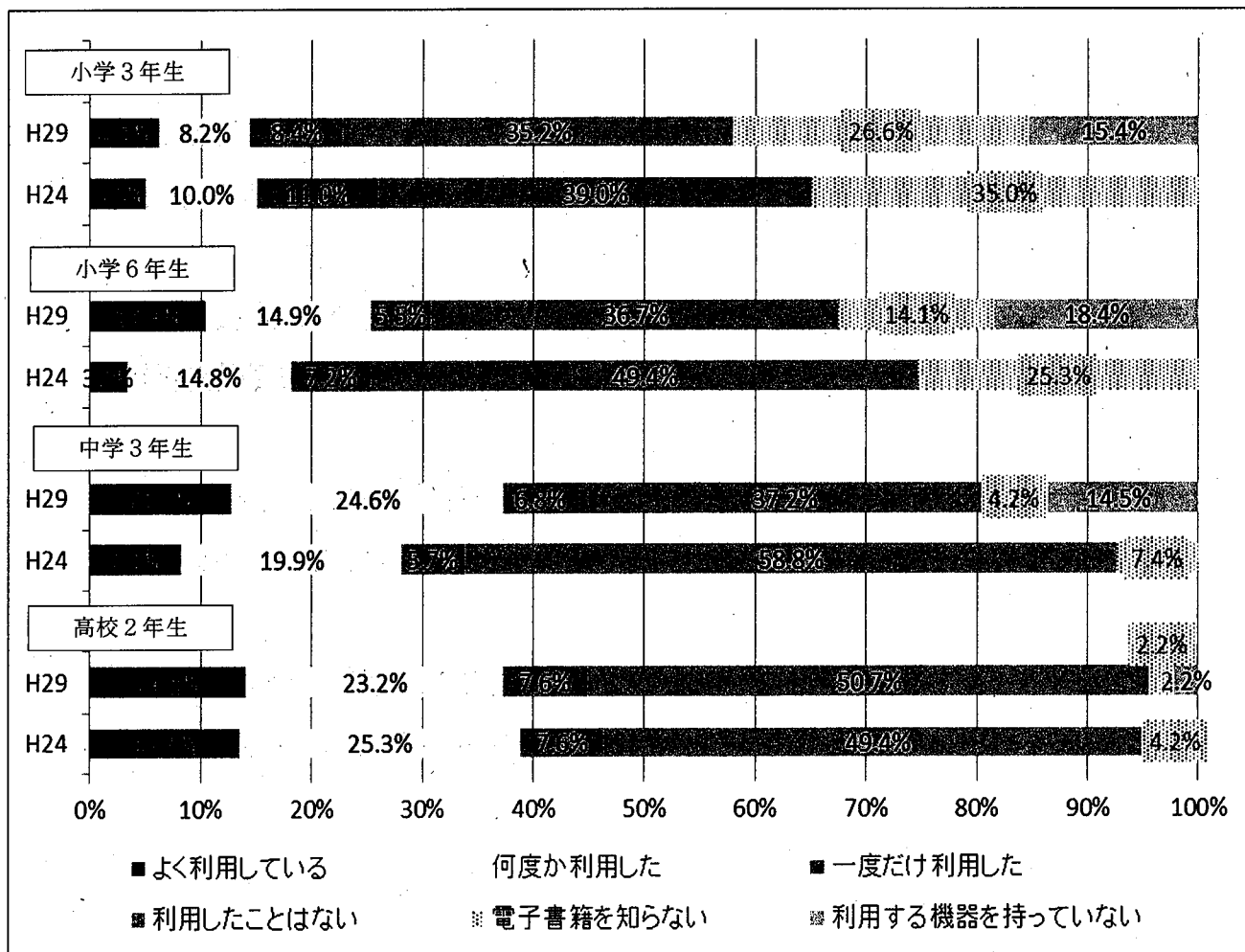


○インターネットの利用状況（平成27年度インターネットの利用に関するアンケート）

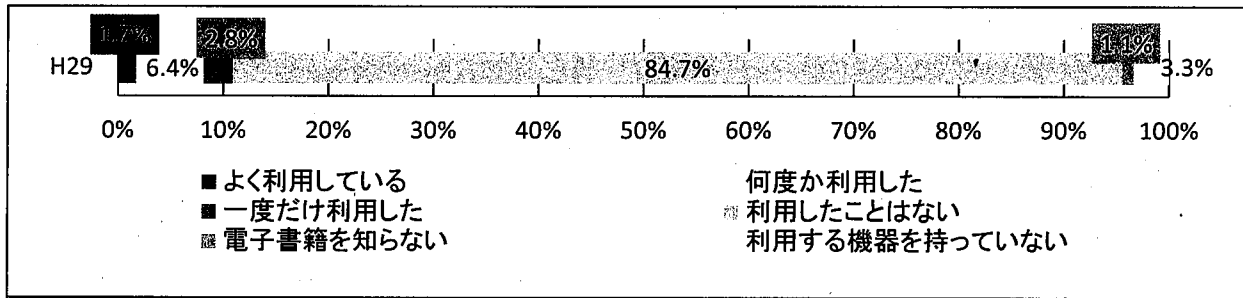
〈児童生徒回答〉インターネットを利用している割合



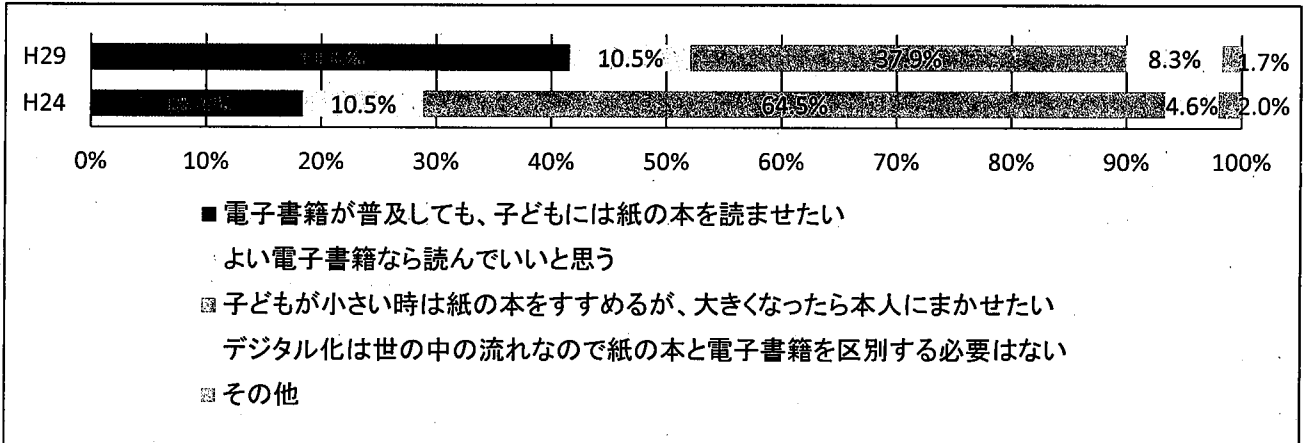
○電子書籍を利用したことがあるか（アンケート結果）



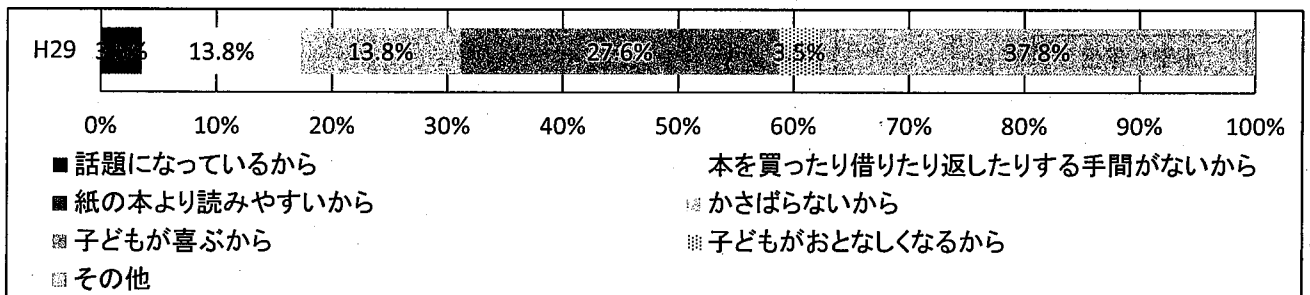
○読み聞かせの際に電子端末を利用したことがあるか（アンケート結果（幼児保護者））



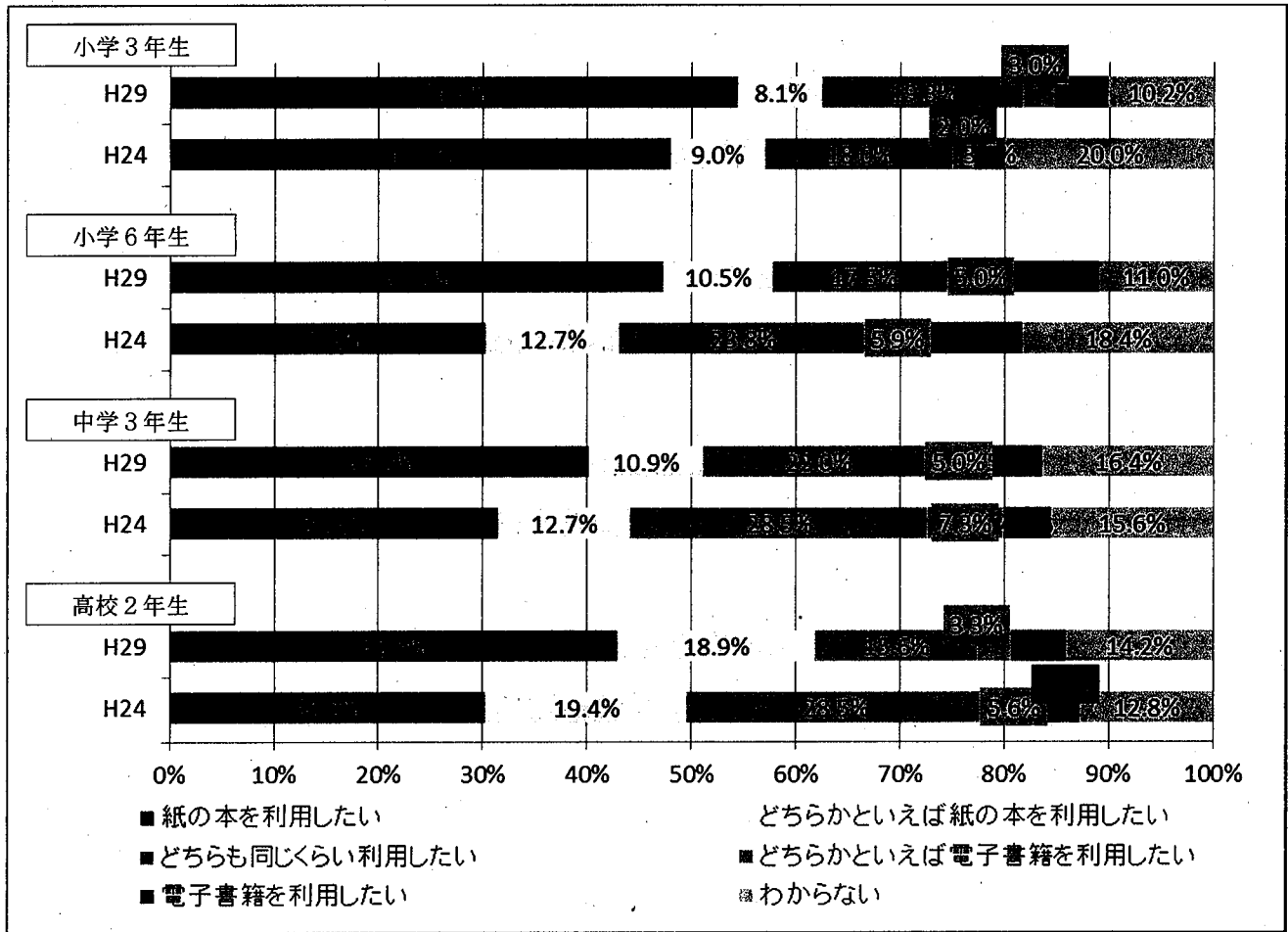
○電子書籍と子どもたちの読書についてどう思うか（アンケート結果（幼児保護者））



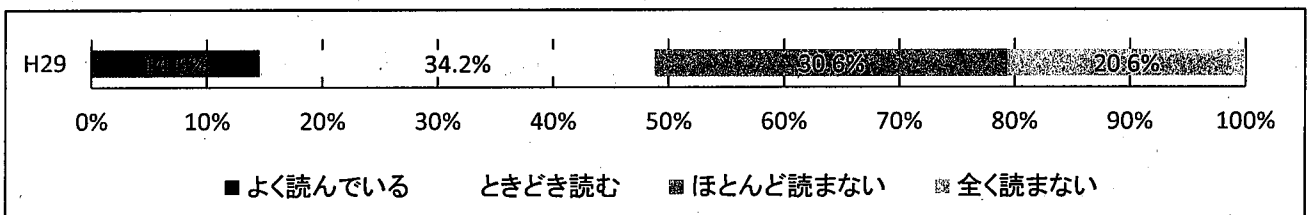
○読み聞かせの際に電子端末を利用する理由（アンケート結果（幼児保護者））



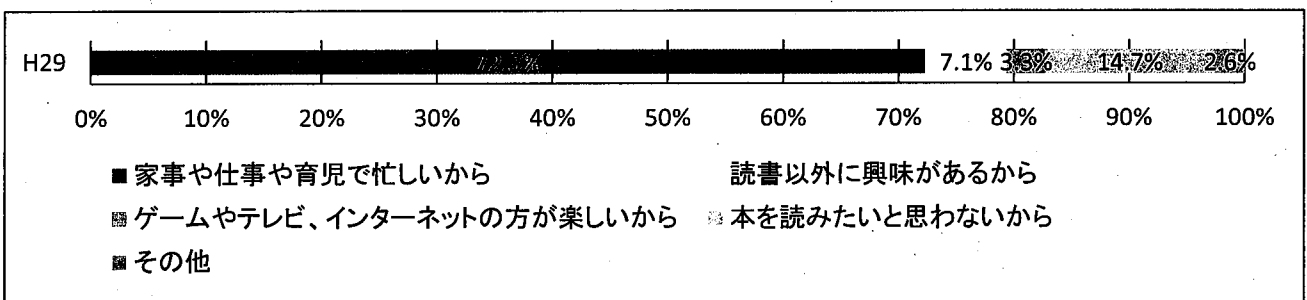
○紙の本と電子書籍のどちらを利用したいか（アンケート結果）



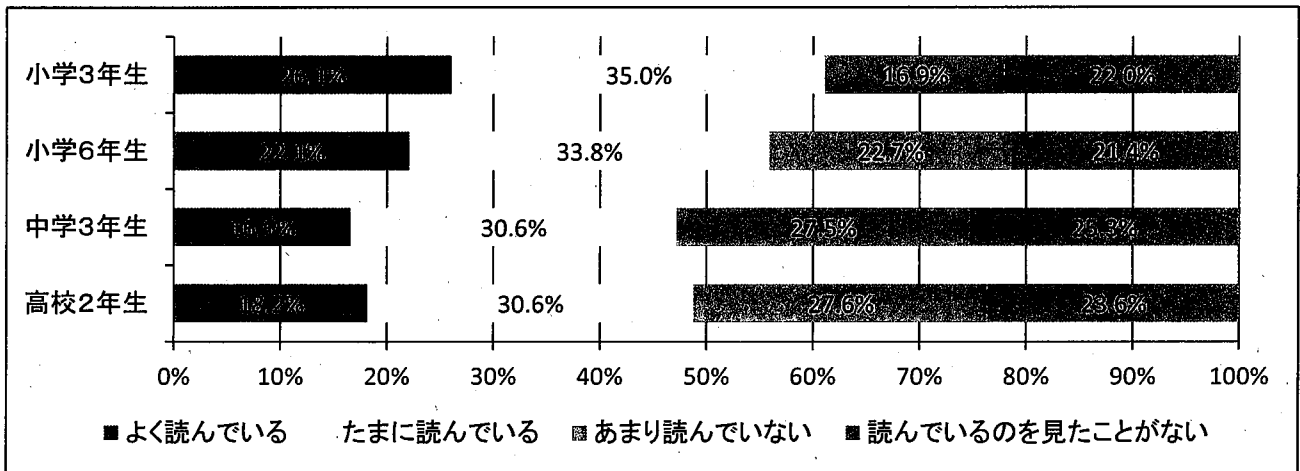
○読み聞かせ以外に、自分自身で読書をするか（アンケート結果（幼児保護者））



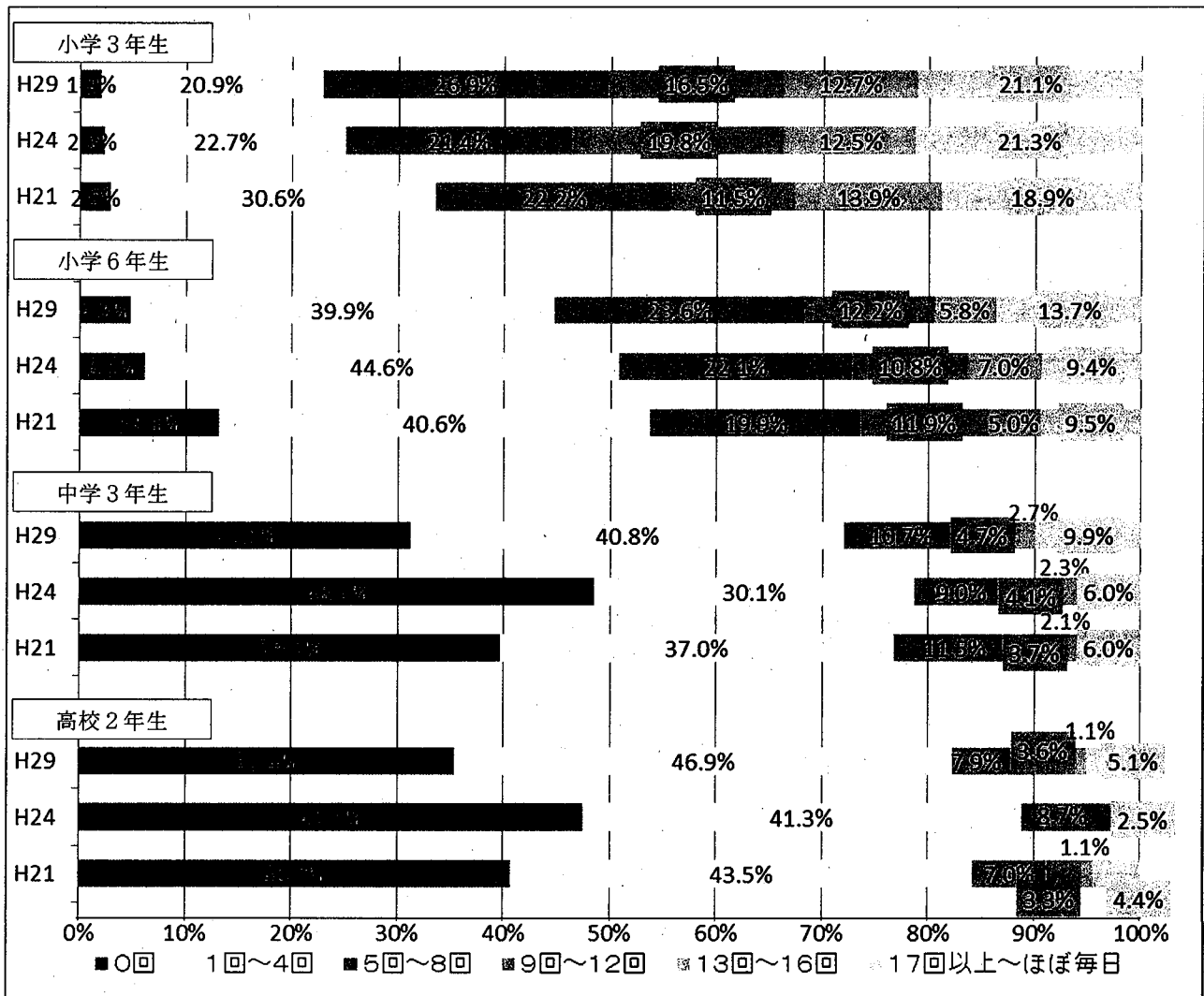
○読書をしないのはなぜか（アンケート結果（幼児保護者））



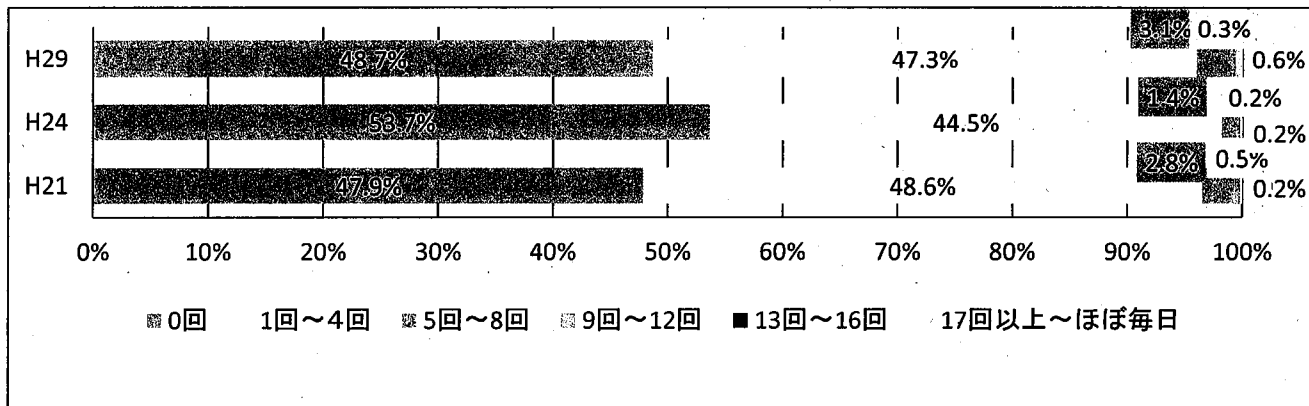
○家の人（大人）は読書をしているか（アンケート結果）



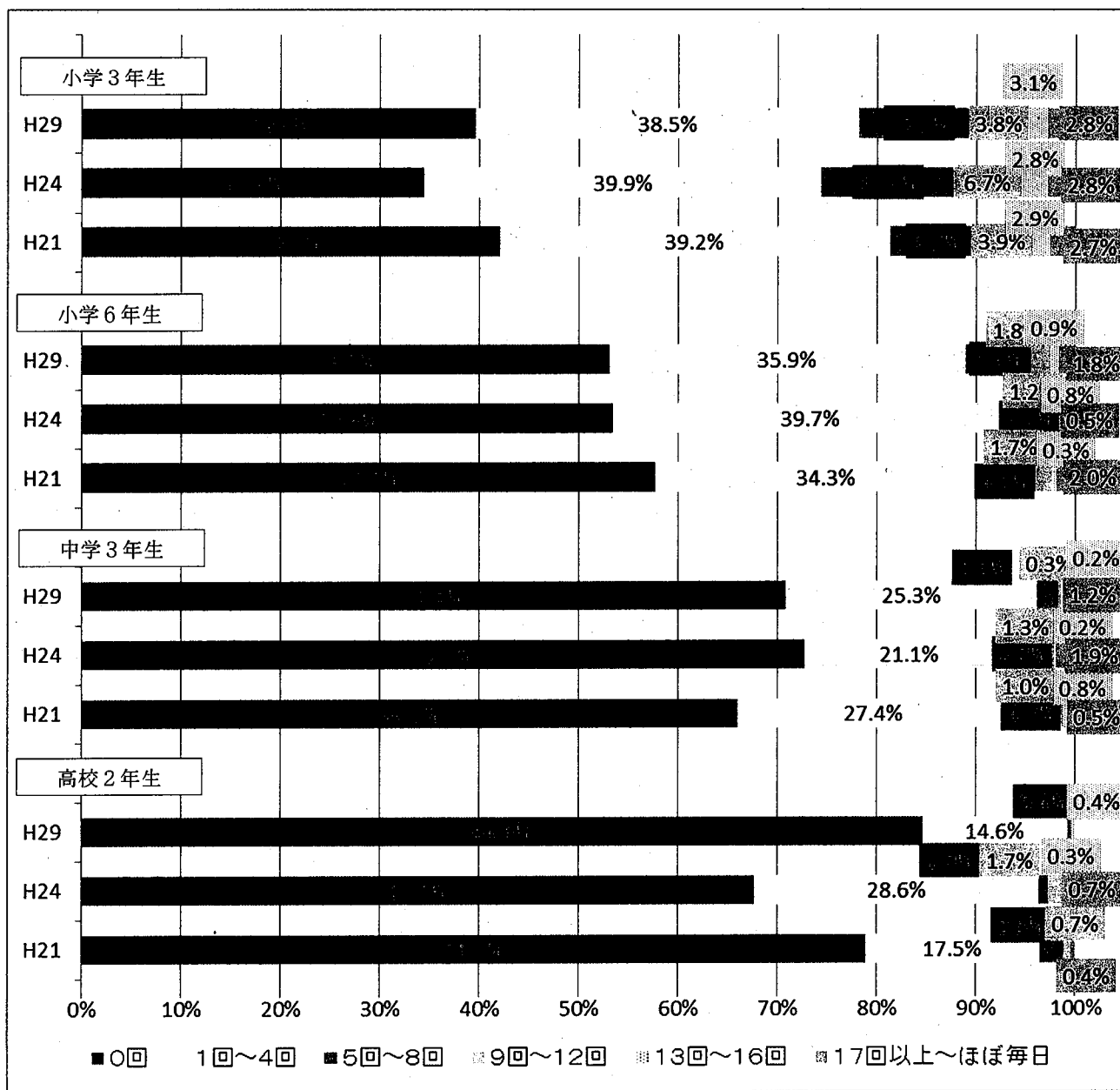
○1か月にどれくらい学校の図書館に行くか（アンケート結果）



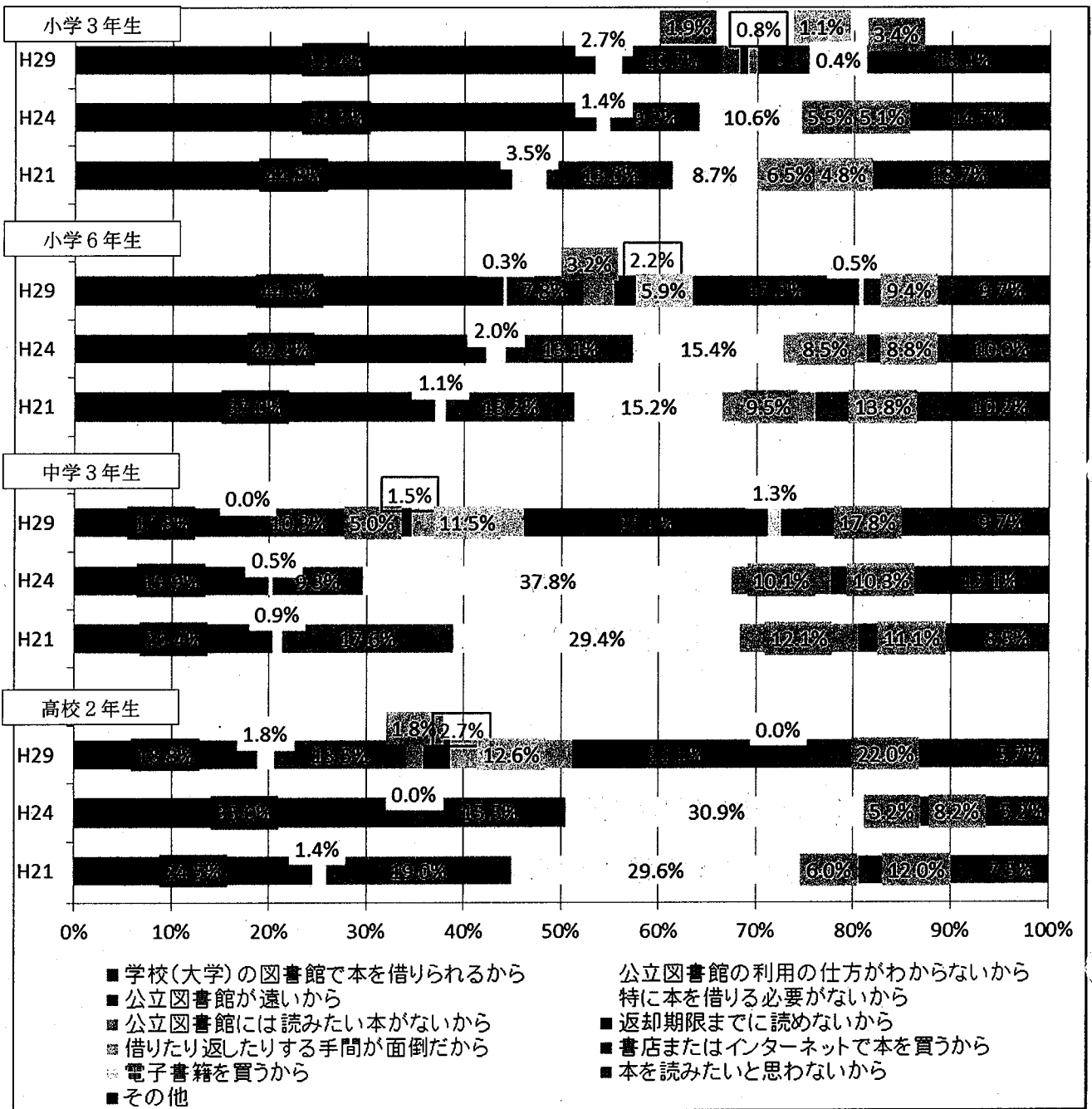
○1か月にどれくらい公立図書館に行くか（アンケート結果（幼児保護者））【再掲】



○1か月にどれくらい公立図書館に行くか（アンケート結果）



○公立図書館に行かない理由（アンケート結果）



第3章 推進のための具体的方策

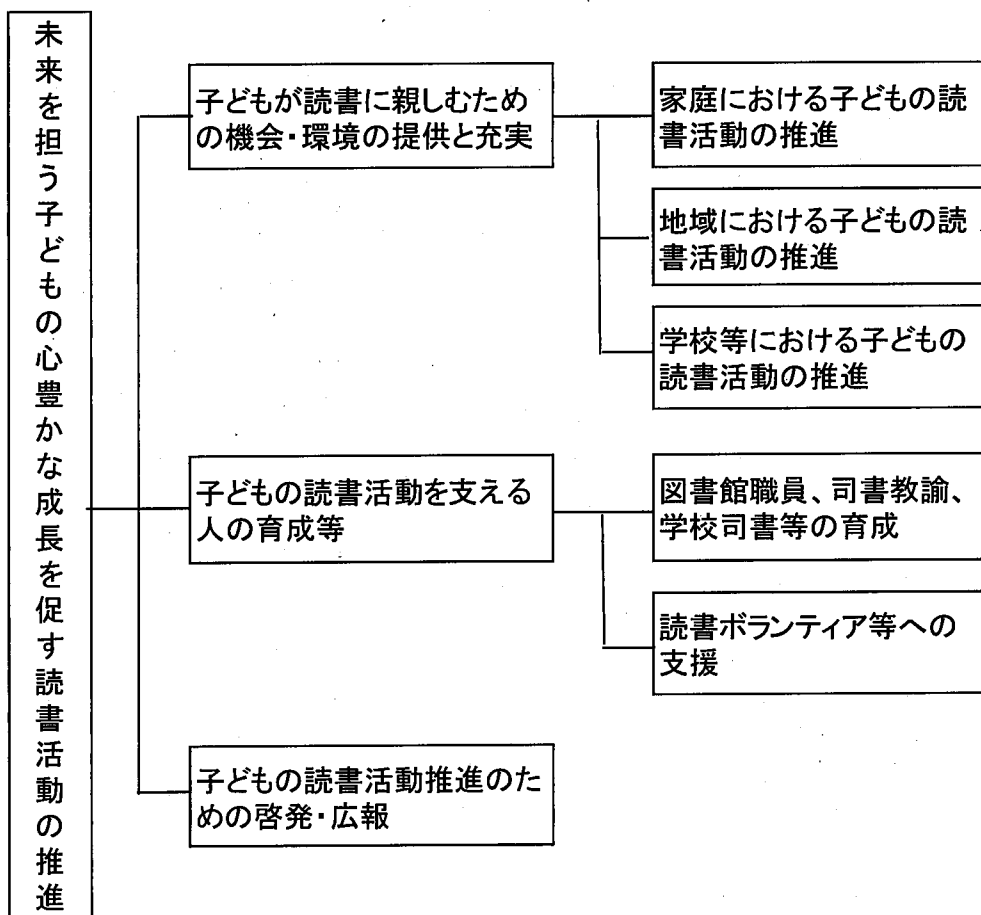
第1章の基本的な考え方及び第2章の成果と課題を踏まえ、本計画期間における子どもの読書活動のための具体的方策は、3つの柱に基づき以下の体系による取組により推進するものとする。

また、取組の推進に当たっては、【別紙】（26ページ）のとおり目標値を設定し、その達成に努めることとする。

基本理念

ビジョンの柱

取組



1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣を形成するには、子どもが生活習慣を身につける上で最も大切な場である家庭において、乳幼児期から自然に絵本やわらべうたなどにふれ、言葉の発達と本に親しむ機会が提供されるとともに、発達段階に応じて読書に対する働きかけが行われることが重要である。

幼児期における読み聞かせの重要性に関する県内の保護者の理解は進んでいるが、勉強・部活等による多忙等を理由として年齢が上がるにつれて読書から離れていく傾向に加え、児童・生徒の読書の二極化傾向もみられることから、家庭環境等にかかわらず乳幼児期からの読書習慣の形成を支援することが重要であり、発達段階に応じて子どもの読書に対する興味・関心をそれぞれの家庭に合った方法で引き出せるよう、様々な機関が連携・協力して保護者に啓発することが求められる。

《取組の方向性》

- ・市町村等と連携し、「ブックスタート」に続くブックセカンド、ブックサードなどの「ブックスタートフォローアップ事業」を継続するとともに、マタニティファーストブック(*23)等を始めとして妊娠期も含め乳幼児保護者を対象とした読み聞かせや読書についての啓発を行う。
- ・家庭環境等にかかわらず広く家庭における読み聞かせや読書への関心を高めるため、各種イベント等への出前図書館の実施、大型集客施設における啓発その他の効果的啓発を実施する。
- ・保護者が集まる機会に鳥取県子ども読書アドバイザーを派遣し、読書の大切さや読み聞かせの楽しさについて、理解の促進を図る。
- ・「子ども読書の日」(4月23日)、「文字・活字文化の日」(10月27日)を中心としながら、家庭での読書を働きかけるとともに、県が取り組んでいる生活習慣啓発事業「心とからだいきいきキャンペーン」の展開等により、早寝早起き等の基本的な生活習慣を身につけるとともに、保護者等による読書への働きかけや、家族で定期的に読書をする日を決めたり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合うことなど、子どもが読書に親しむきっかけづくりを促す。
- ・「家庭教育推進協力企業制度」(*24)の取組に家庭での読み聞かせや親子読書を盛り込み、家庭での読書を働きかける。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

①公立図書館(県立図書館、市町村立図書館、公民館・児童館図書室)の役割と取組

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに本に親しむことができる環境をつくるのが重要である。特に公立図書館は、子どもが学校以外で様々な本と出会える場所であり、あわせて保護者等にとっても多様な本との出会いの場であることはもとより、社会が複雑化している背景から近年では学校でも家庭でもない第3の居場所(サードプレイス)(*25)としても注目されており、読書活動をはじめとして地域における中核的な役割を果たすことが期待される。

《取組の方向性》

ア 地域の中核施設としての機能

〈情報提供の充実〉

- ・鳥取県図書館横断検索システムなど資料相談機能を地域住民に周知し、子どもや保護者、学校からの読書案内への対応をするとともに、保護者が本を選ぶときの参考となるブックリスト等による情報提供を行い、発達段階に応じた本に出会えるよう努める。

〈子どもと本の出会いの場を提供〉

- ・各図書館や公民館、児童館において、読書ボランティアと連携した読み聞かせ会やおはなし会を開催するなど、親子で本に親しむ機会のほか、絵本の展示など図書館に訪れる多様な機会の提供にも努める。また、「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」をはじめとする子ども読書推進の関連行事に取り組む。

〈民間団体、学校図書館等との連携〉

- ・学校図書館や幼稚園・認定こども園・保育所・公民館等への団体貸出を進めるほか、地域の読書活動推進団体や保健所・保健センター等の関係機関と連携し、放課後子供教室(*26)や放課後児童クラブ(*27)でのおはなし会開催の働きかけや、読み聞かせ研修会の開催、子どもの読書活動に関する情報提供など、地域における子どもの読書活動を支援する。

イ 公立図書館の機能強化

〈資料の整備・充実〉

- ・県立図書館は、見本資料として有用な新刊児童図書の購入や、研究書等の収集、子どもの読書に関する情報の収集、提供に努める。新刊児童図書の団体貸出などにより市町村立図書館における子ども向けの図書の計画的な整備と充実を支援する。

〈サービスの充実〉

- ・鳥取県図書館横断検索システム等の活用による資料相談、読書相談の取組をはじめ、配本サービスの利用促進など、図書館から離れた地域へのサービスの一層の充実を図る。

〈研修会・講習会の開催〉

- ・図書の選択、収集、提供など、子どもの読書活動を推進する上で司書の役割は極めて重要であるため、司書配置の一層の充実、司書の専門的知識・技術の研鑽と向上を図る研修についても充実を図る。

〈多様な文化への対応〉

- ・県内に在住する外国籍の子どもたちが読書に親しみ、日本の子どもたちも多様な言語や文化を理解できるよう、環日本海諸国の言語をはじめとする外国語の資料の整備や催しの開催、こうした言語に対応するための職員の研修や館内の案内表示等を充実させるなど、多様な文化に対する理解を深めるための取組を進める。

〈第3の居場所としての展開〉

- ・「第3の居場所（サードプレイス）」としての図書館の魅力や役割について関係者の理解を促進するとともに、「子ども食堂（*28）」や生活困窮家庭等に対する学習支援を行う団体に対する団体貸出を進めることで、様々な家庭環境にある子どもたちが図書館を利用し、読書に親しむことのできる環境づくりを行う。

〈利用促進の取組〉

- ・「鳥取県ジュニア司書養成講座（*29）」の開催等により子どもたちが図書館を知り関心を高めるための取組を進めるとともに、引き続きブックスタート事業やおはなし会その他のイベントの開催、ブックトークやブックリストによる本の紹介等を通じて未就学児及び保護者、児童・生徒がより多様な本に出会い読書の幅を広げていくことができるよう、公立図書館の利用促進の取組を進める。

②民間団体等の役割と取組

県内には、「読み聞かせグループ」などの読書ボランティア団体をはじめ、子どもの読書活動推進に取り組む民間団体が多く存在し、学校や地域の図書館と連携して、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供している。これらの読書ボランティア団体等は、子どもたちに本の魅力を伝える重要な存在であることから、その活動をより一層充実することが期待される。

また、地域の書店は特に子どもたちが本と出会う場であるとともに、学校図書館への書籍情報の提供、学校図書館等におけるブックハンティング（*30）への協力等、子どもの読書活動の推進においてその役割が期待される。

〈取組の方向性〉

〈民間団体等との連携強化と情報提供の充実〉

- ・学校支援ボランティア（*31）や放課後子ども教室などの事業において、読書ボランティア団体等と連携して、子どもの読書活動を推進する。

- ・読書ボランティアとして活動するために必要な基礎的研修の実施や、情報提供に努める。
- ・「子どもゆめ基金助成金」(*32)等の情報提供を行い、地域における子どもの読書活動を推進する取組を支援する。
- ・学校図書館等におけるブックハンティング等も含めた選書、読書活動推進のための啓発等も含め、書店等と連携・協力した読書活動推進に努める。

③特別な支援が必要な子どもへの支援

平成29年に制定された「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」(*33)の趣旨にかんがみ、公立図書館においても点字図書(*34)録音図書(*35)、大活字本(*36)等の適切な図書、読書スペースの充実や利用環境の整備など、特別な支援が必要な子どもたちが障がいの種類や程度、特性に応じて図書館を利用し、読書に親しむことのできる支援の継続・充実が求められる。

《取組の方向性》

- ・公立図書館は、障がいの種類や程度に関わらず、すべての子どもたちが読書を楽しむことのできるよう布絵本(*37)やさわる絵本(*38)、マルチメディアデージー(*39)、点字図書、録音図書、大活字本などの整備を進めるとともに、多様な図書が整備されていることを学校、保護者等に周知する。あわせて、施設のユニバーサルデザイン化を一層促進する。
- ・公立図書館は、手話ボランティアとの連携・協力により対面朗読や手話通訳による「おはなし会」を実施するほか、職員も手話を学ぶなどして、特別な支援が必要な子どもの希望に対応できる体制の整備に努める。
- ・県立図書館は、市町村立図書館や特別支援学校等への団体貸出による支援を行うなど、障がい等によって図書館に来館できない子どもへのサービスを引き続き展開する。
- ・読書ボランティアなど民間団体が、特別支援学校等で子どもの障がいの特性に応じた活動を行うために必要なスキルの習得を支援する。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

①幼稚園・認定こども園・保育所等

幼稚園・認定こども園・保育所等では、人格形成の基礎を培う乳幼児期に読書の楽しさを知り、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を身につけることで、生涯にわたる読書習慣の形成につなげるため、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが求められることから、親子で絵本や幼年文学(*40)に触れることができる機会の提供や、子どもの読書について保育士や教員の理解をより一層深めるなど、乳幼児が絵本や物語に親しむための環境づくりが必要である。

《取組の方向性》

- ・絵本コーナー等、幼児が本に親しむためのスペースを確保し、市町村立図書館と連携した図書の充実を図るなど、環境整備に努める。
- ・市町村立図書館との連携や、鳥取県子ども読書アドバイザーの活用等により、発達段階に応じた選書などに関する保育士や教員の研修会や連絡会を充実する。
- ・幼稚園教諭、保育教諭、保育士、読書ボランティアによるおはなし会の実施や、保護者への絵本や幼年文学の貸出を推奨し、家庭での読み聞かせを働きかける。

②小学校・中学校・義務教育学校・高等学校

学校は、子どもが読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備するなど、子どもが読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。

新学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、言語能力の育成を図るため、国語科等の言語活動の充実とあわせ読書活動を充実することがうたわれており、各学校においては図書館活用に係る年間指導計画を作成し、学校図書館の計画的活用等により、児童・生徒の自主的・自発的な読書活動の充実を図っていくことが必要である。

一方で、アンケートによると中学生・高校生の不読率は依然として高く読書離れの傾向がみられることから、読書への興味・関心につながる取組等の学校における読書活動の充実のための取組が求められる。

《取組の方向性》

ア 読書習慣の確立、読書指導の充実

〈一斉活動等の実施〉

- ・朝読書、全校一斉読書や、学年単位・学級単位による一斉読書を継続して実施するとともに、地域の読書ボランティアと連携して読み聞かせやおはなし会の充実等の読書活動に関連した各種行事を企画するなど、それぞれの学校の状況に合った取組を行う。

〈読書への動機づけのための取組〉

- ・ビブリオバトル（知的書評合戦）(*41)、子ども同士で行うブックトーク、読書会(*42)、子どもたちが投票する本の選挙、本の魅力を伝えるポップ(*43)の作成など、子どもたちが主体となって本を薦める取組や楽しみながら読書への関心を高め本を手取るきっかけづくりにつながる取組について、県・市町村や民間団体等の事業も活用しながら積極的に実施する。

〈校内の推進体制の確立〉

- ・学校の実践事例の紹介や研修を通して、学校関係者の意識や技術の向上を図る。
- ・学校図書館の活用について、中心的な役割を担う司書教諭がその職責を十分果たせるよう校内体制を整えるとともに、司書教諭を中心に学校司書等関係職員や教職員が連携し、各教科等において学校図書館が一層活用されるよう努める。
- ・「心とからだいきいきキャンペーン」や電子メディアとの適切な付き合い方に関する啓発(*44)等の取組とあわせて、保護者及び児童・生徒に読書の大切さを啓発する。

イ 学校図書館の機能強化

〈学校図書館の資料の整備・充実〉

- ・「学校図書館図書整備等5か年計画」(*45)の考え方について市町村に理解を求め、学校図書館の図書の整備を推進する。あわせて県立学校についても図書の整備を進める。
- ・公立図書館と連携して、団体貸出等により学級文庫を充実したり、余裕教室やワークスペースに図書を整備するなど、子どもの身近に本がある環境づくりを進める。
- ・鳥取県手話言語条例の理念を踏まえ、県内全ての小・中・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校に手話を学ぶ図書等を整備し、学校での手話学習環境の充実と手話に関する理解を深める取組を進める。

〈学校図書館の情報化、機能の充実〉

- ・小・中・義務教育学校・県立高等学校に導入されている図書を管理するシステムにより、資料管理を適切に行うとともに、県内図書館ネットワークの活用により学校図書館活用の活発化を図る。
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」及び「学校図書館活用ハンドブック」等を指針として、読書活動の拠点となる「読書センター」(*46)としての機能を充実するとともに、図書資料、新聞等を活用した探究的な学習活動を含む授業づくりの参考となる実践例やブックリストの作成等により「学習センター」・「情報センター」(*46)としての機能の強化も図っていく。
- ・子どもの社会への関心を高めるとともに、思考力・判断力・表現力の向上を図るため、新聞の複数紙配備、新聞を活用した授業づくり等を進める。

〈学校図書館を活用するための人的配置の充実〉

- ・司書教諭の全校配置を継続するため、有資格者の養成に努めるとともに、学校司書の配置について平成29年度から「学校図書館図書整備等5か年計画」に位置づけられた趣旨を踏まえ、学校司書の継続的な任用や研修に努め、学校全体で読書活動を推進できる環境を整備する。

③特別支援学校

②の取組と基本的に方向性は同様であるが、これに加え、全校に配置した司書教諭及び学校司書が核となり、あいサポート条例の趣旨に配慮しながら、各学校において視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱など、子どもの障がいの種類や程度及び発達段階に応じた読書活動を推進することが求められる。

〈取組の方向性〉

〈図書資料等の充実〉

- ・鳥取盲学校の点字図書の貸出しをはじめとして、各学校は、点字図書や録音図書、ビデオ絵本や大活字本など、公立図書館の団体貸出を積極的に利用し、障がいの種類や程度、発達段階に応じた図書の提供を行うほか、重度重複化の進んでいる実態に応じ、ブラックライトシアター(*47)、触覚や温感を伴う読み聞かせ(*48)を行う等図書の選定や環境の工夫に努める。

〈司書教諭等の研修の充実〉

- ・障がいの種類や程度、特性に応じた支援ができるよう、県立図書館に設置した学校図書館支援センターによる司書教諭や学校司書に対する専門的な研修や資料相談を実施するとともに、司書教諭と学校司書が協働して校内での研修を企画・実施する。

〈多様な読書活動の推進〉

- ・読書ボランティアと連携して、「おはなし会」やブックトークなど、子どもの状態に応じた読書活動を通して、多くの人との交流が得られるよう働きかける。

2 子どもの読書活動を支える人の育成等

(1) 図書館職員、司書教諭、学校司書等の育成

公立図書館・学校図書館等がその機能を十分に発揮するためには、図書館職員、司書教諭、学校司書などの職員が必要な専門知識と技術を身につけ、身につけた能力・経験を発揮できるよう支援を行うことが重要である。このため、県、市町村、各学校等が連携しながら研修・相

談を行うことで引き続き人材を育成していくことが必要である。

《取組の方向性》

- ・県教育センターによる司書教諭を対象とした研修、教員を対象とした「専門研修(図書館教育)」、初任者研修における学校図書館活用に関する研修等、県立図書館に設置された学校図書館支援センターによる幼稚園・認定こども園、保育所等、公立図書館の職員、小・中・義務教育学校の教員・司書教諭・学校司書等を対象とした講座等を開催し、司書教諭や学校司書にとどまらず、教員の学校図書館活用教育に関する指導力向上に資する研修を実施する。
- ・研修等の開催に当たっては、開催時期・開催場所・開催内容の工夫により、参加しやすい環境の整備に努める。
- ・「とっとり学校図書館活用教育ビジョン」及び「学校図書館活用ハンドブック」等の活用を促進するとともに、学校図書館支援センターの学校図書館支援員による相談・助言により、学校図書館関係者が就学前から高校まで一貫した見通しをもった学校図書館活用教育を進めるための支援を行う。
- ・市町村において研修の充実や司書教諭と学校司書がともに学ぶ研修会の開催等が行えるよう、学校図書館支援センターの講師派遣等により支援する。

(2) 読書ボランティア等への支援

読書ボランティアは、地域の図書館、公民館、幼稚園、認定こども園、保育所、学校等と連携して活動し、子どもが読書に親しむ機会を提供している。これらの読書ボランティアの活動をより一層充実させていくため、公立図書館など様々な機関による講座開催や研修の実施が必要である。

《取組の方向性》

- ・子どもの読書活動に携わる読書ボランティア、鳥取県子ども読書アドバイザーを対象とした研修会を引き続き実施する。
- ・読書ボランティア等に対し鳥取県子ども読書アドバイザー制度の周知を図るとともに、読書ボランティア等と連携・協力し、地域における子どもの読書活動を推進していく。

3 子どもの読書活動推進のための啓発・広報

家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進していくためには、様々な機会と場をとらえ、子どもの読書活動に関する理解を図るとともに、地域全体で子どもの読書活動推進を行うことができるよう地域の機運を醸成することが必要である。

《取組の方向性》

〈キャンペーン等による継続的な啓発〉

- ・関係機関が連携し、「子ども読書の日(4月23日)」「文字・活字文化の日(10月27日)」等を中心に、県内図書館、公民館、学校で「おはなし会」や講演会、展示会などの事業や優良図書の紹介等の子どもたちが読書に親しむ契機となる普及・啓発を行う。
- ・関係機関が連携して「心とからだいきいきキャンペーン」を展開し、読書が子どもの生活習慣の一部として定着するための取組を継続する。
- ・妊娠期も含め乳幼児保護者を対象とした啓発や、電子メディアとの適切な付き合い方と関連づ

けた大型集客施設における啓発等、家庭環境にかかわらず多くの保護者や児童・生徒に読み聞かせや読書の意義や楽しさが伝わる啓発を実施する。

〈優良図書の紹介〉

- ・関係機関が連携し、優良な図書を家庭、地域に紹介するとともに、こうした優良な図書が、子どもの身近に置かれ、いつでも触れることができるように働きかけていく。

〈優良事例の発信〉

- ・県、市町村、学校、図書館、民間団体の子どもの読書活動に関する取組の情報や、ブックトーク、読書へのアニメーション(*49)、ビブリオバトル(知的書評合戦)などの子どもが本を手にとるきっかけとなる優れた取組等の情報を収集するほか、ホームページ等により積極的に発信する。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

読書活動の推進のためには、県・市町村・民間団体等が組織全体で、及び相互に子どもの読書活動についての理解を深め、連携しながら、この計画に沿って取組を進めることが重要である。

1 県の推進体制の整備

- ・県では、平成15年度に「鳥取県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、ビジョンの進捗状況や子どもの読書活動に係る取組を検討してきた。
- ・今後は、ビジョンに基づき子どもの読書活動を総合的に推進するため、県内の推進状況の検証、具体的な取組についての検討を進めるほか、教育委員会の関係各課の役割を明確にするとともに、知事部局、市町村その他関係各所と連携しながら読書活動の推進について取り組む。
- ・インターネット利用の普及・低年齢化等にかんがみ、この計画の期間中に県で実施するインターネットの利用に関するアンケート調査、読書に関するアンケート調査等により、インターネットの利用状況と読書活動に関する実態等を把握するとともに、国で予定されている実態把握や分析の結果も参考としながら、方向性を検討していく。

2 市町村の推進体制の整備

- ・地域を支える次世代の人材を育成することは、県及び市町村にとって重要な責務であり、こうした人材育成に読書が果たす役割も大きいと、首長部局、教育委員会、民間団体が連携した読書活動の推進が必要である。
- ・各市町村で長期的に子どもの読書活動の推進に関する取組が行われるためには、「子どもの読書活動推進計画」の策定や、教育委員会、学校、図書館、民間団体の関係者からなる子どもの読書活動推進のための体制づくりと組織全体における読書活動推進への理解促進が必要である。県教育委員会は、このビジョンの普及・啓発とあわせて、市町村の推進計画策定の働きかけや見直し及び策定された市町村の子どもの読書活動推進計画に沿った具体的な取組の展開等について必要に応じて支援する。

3 民間団体等との連携・協力の促進

- ・子どもの読書活動推進について重要な役割を果たしている組織（民間団体、読書ボランティア、出版社、新聞社等）とは、相互に連携を図って子どもの読書活動を推進していく。
- ・書店は、地域において子どもたちが本に接する身近な場所であり、図書館と同様に読書活動推進の一翼を担うことが期待されるため、書店との連携・協力を進める。

目標値の設定

【別紙】

1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

項 目		2017年度 (平成29年度)	2023年度 目標
家庭において、乳幼児の子どもに絵本などの読み聞かせをしたり一緒に本を読んだ日が1週間で一日以上ある場合 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート調査/鳥取県教育委員会)	幼児保護者	94.2%	95.0%
「読書が好き」な子どもの割合 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート調査/鳥取県教育委員会)	小学3年生	90.1%	向上
	小学6年生	83.2%	向上
	中学3年生	80.7%	向上
	高校2年生	75.2%	向上
1か月に1冊も本を読まない割合(不読率) (出典:子どもの読書活動に関するアンケート調査/鳥取県教育委員会)	小学3年生	4.5%	3%以下
	小学6年生	7.2%	6%以下
	中学3年生	14.5%	12%以下
	高校2年生	29.3%	16%以下
家や図書館で平日1日に10分以上読書する割合 (出典:子どもの読書活動に関するアンケート調査/鳥取県教育委員会)	小学3年生	66.4%	80.0%
	小学6年生	66.7%	70.0%
	中学3年生	50.4%	70.0%
	高校2年生	35.6%	60.0%
市町村立図書館と読書ボランティアの連携による取組数(読み聞かせ、おはなし会等) (出典:鳥取県図書館統計/鳥取県教育委員会)		28/30館	30/30館
公立図書館の県民一人あたりの貸出冊数 (出典:鳥取県図書館統計/鳥取県教育委員会)		5.8冊/年	6.2冊/年
一斉読書実施率 [出典 <<小・中学校>>学校教育実施状況調査/鳥取県教育委員会 <<高等学校>>鳥取県教育委員会事務局高等学校課調べ]	小学校	98.4%	100.0%
	中学校	100.0%	
	高等学校	83.3%	
学校図書館図書標準達成率 (出典:学校教育実施状況調査/鳥取県教育委員会)	小学校	*62.8%	向上
	中学校	*57.9%	

*2016(平成28)年度数値

2 子ども読書活動を支える人の育成

項 目		2017年度 (平成29年度)	2023年度 目標
市町村立図書館における研修会の開催 (出典:鳥取県図書館統計/鳥取県教育委員会)		14/19市町村	19/19市町村
県立図書館主催の専門研修会総参加者数 (出典:鳥取県立図書館のすがた/鳥取県教育委員会)		751名	900名以上
「子ども読書活動推進計画」を策定している市町村の数 (出典:子どもの読書活動推進計画に関する調査研究/文部科学省)		15市町村	17市町村